

入札公告

令和6年4月26日

国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)所有の土地を下記のとおり一般競争入札により売却します。

なお、今回の入札についてのお問い合わせ先は、別紙の媒介業者となります。

記

1. 売却物件

別紙のとおり (B)

2. 入札参加者に必要な資格

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)(以下「業法」という。)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の資格を有すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員及びその関係者でない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員(構成員を含む。)でないこと。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があったと認められるときから2年を経過していない者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)に該当しない者であること。
 - ① 故意に入札に付す物件を損傷し、その価値を減少させた者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 競争入札の実施に当たり当会の職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由なく当会との契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 当会に提出した書類に虚偽の記載をした者。
 - ⑦ その他当会に著しい損害を与えた者。
- (5) 入札代理人については、上記(2)から(4)までのいずれにも該当する者であること。
- (6) 日本法人であり、確実な資金計画を有している者であること。

3. 入札参加の手続

- (1) 入札に参加することを希望する者は、(2)に掲げる書類を下記問い合わせ先の媒介業者へ請求してください。書類を配付された者は、入札参加申込書及び誓約書を令和6年6月14日(金)までに、媒介業者へ持参、又は電話連絡のうえ郵送(期限内必着のこと)してください。

なお、提出された書類はいずれも返還いたしません。

(2) 配付書類(主なもの)

- ① 入札参加申込書
- ② 誓約書

- ③ 振込依頼書
- ④ 入札保証金提出書
- ⑤ 入札保証金納付等に関する留意事項
- ⑥ 入札書(入札当日持参のこと)
- ⑦ 入札注意書
- ⑧ 委任状
- ⑨ 土地売買契約書(案)
- ⑩ 物件調書(含む図面関係)

＜配付書類等の請求・提出場所、及び問い合わせ先媒介業者＞

別紙の4のとおり

4. 入札保証金

入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する金額で、1億円以上とする。)を振込依頼書により、指定口座へ振込手続を行うとともに、手続終了後、入札保証金提出書を速やかに連合会へFAX送付してください(FAX :03-3222-3717)。

納付期間:別紙の2のとおり

5. 現地説明

実施いたしません。

6. 入札の日時及び場所

別紙の3のとおり

7. 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札の条件に違反した入札は無効となります。

8. 契約等

落札者は、宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明を受けたうえ、落札決定の日から令和6年7月29日(月)までに、連合会の指定する契約書により、契約を締結しなければなりません。

なお、令和6年7月29日(月)までに、契約を締結しないときは、入札保証金は連合会に帰属します。

9. 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結と同時に支払わなければなりません。

国家公務員共済組合連合会

1. 売却物件

物件番号	物件所在地	実測数量(m ²)
06-002-1	北海道札幌市南区川沿十四条一丁目477番54	3,313.07
06-002-2	北海道函館市谷地頭町29番12	1,461.53
06-002-3	青森県青森市花園一丁目70番2	843.70
06-002-4	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目1578番	1,278.22
06-002-5	神奈川県平塚市袖ヶ浜14番2	2,700.84
06-002-6	新潟県長岡市上原町己57番2	331.81
06-002-7	岐阜県瑞浪市益見町一丁目81番	1,889.20
計		11,818.37

上記7件の一括売却であり、個別売却は行いません。

2. 入札保証金納付期間

令和6年6月18日(火)～6月20日(木)15時まで

3. 入札の日時・場所

令和6年6月21日(金) 10時30分～

東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ11階

三菱地所リアルエステートサービス株式会社 会議室

4. 配付書類等の請求・提出場所、及び問い合わせ先

三菱地所リアルエステートサービス株式会社 企業不動産一部一課

住所: 東京都千代田区大手町1-9-2

電話: 03-3510-8034 (谷嶋、日野、内山) (平日9:30～17:00)

物 件 調 査 書

物件番号 06-002-1			
所在地	北海道札幌市南区川沿十四条一丁目477番54		
旧住居表示	北海道札幌市南区川沿14条一丁目5-2		
現況地目及び面積	宅地	3,313.07㎡	
登記簿 記載事項	地番	477番54	
	地目	宅地	
	数量	3,313.07㎡	
接面道路の状況	西側 国道 幅員約24.9m(建築基準法第42条第1項第1号道路)		
法令に基づく制限	建都 築市 基計 準画 法	都市計画区域内(市街化区域)	
		用途地域	近隣商業地域(道路中心線より50m内)、第一種住居地域(道路中心線より50m超)
		地域・地区	近隣商業地域:特別用途地区(第三種小売店舗地区)
		建ぺい率	近隣商業地域:80% 第一種住居地域:60%
		容積率	近隣商業地域:200% 第一種住居地域:200%
		高度制限	近隣商業地域:33m高度地区 第一種住居地域:18m高度地区
		防火指定	近隣商業地域:準防火地域
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条(開発行為等の許可) ・建築基準法第22条指定区域(第一種住居地域) ・斜線制限(隣地・道路) ・日影規制(4m/4h/2.5h) ・景観法(札幌市景観計画区域) ・宅地造成及び特定盛土等規制法(宅地造成等工事規制区域内) ・国土利用計画法第23条(土地取引の届出) ・土壌汚染対策法(一定規模の形質変更の届出) ・都市再生特別措置法(集合型居住誘導区域外、都市機能誘導区域外) ・札幌市建築基準法施行条例 ・札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 ・札幌市緑の保全と創出に関する条例 	
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容
	道路後退	無	負担の内容
供給処理 施設の概要	配管等の状況		施設整備状況
	電気	接面道路配線 有	施設整備の特別負担の有無
	公営水道	接面道路配管 有	
	公共下水道	接面道路配管 有	
交通機関	鉄道等	札幌市営地下鉄南北線「真駒内」駅の南西方約4.5km	
	参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却の際は、現状有姿での引渡し(仮囲い・アルミゲート・看板、止水栓、一部のアスファルト舗装及び擁壁・ブロック塀・旧倉庫の基礎等残置物含む。)となります。 ・本物件西側前面道路にバス停留所及び停留帯があります。 ・本物件南側に地中工作物(コンクリート基礎)が残置されています(詳細は別紙参照)。 ・本物件と隣接地との間で下記の越境、被越境があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①本物件北側隣接地の庭石の一部が被越境(覚書締結済み) ②本物件北東側隣接地の土留の一部が被越境(覚書締結済み) ③本物件南側隣接地のRC土留(RC塀基礎)の一部が被越境(覚書締結済み) ④本物件のアスファルト及びモルタルの一部が本物件西側隣接地へ越境 ・その他隣接地との枝葉等も、越境、被越境している可能性があります。 ・本物件は、札幌市洪水ハザードマップによると、豊平川の氾濫による浸水想定区域(0.5m未満)に存しています。 ・本物件は、札幌市浸水ハザードマップによると、内水氾濫想定区域(0.3m未満)に存しています。 ・本記載事項と現況で違いがある場合は、現況を優先します。 	

物 件 調 査 書

物件番号 06-002-2

所在地	北海道函館市谷地頭町29番12			
旧住居表示	北海道函館市谷地頭町31-7			
現況地目及び面積	宅地	1,461.53㎡		
登記簿	地番	29番12		
	地目	宅地		
記載事項	数量	1,461.53㎡		
接面道路の状況	北西側 市道 幅員約11.0m(建築基準法第42条第1項第1号道路) ※道路内に法地部分有。法地部分を除いた現況幅員約7.2m 敷地内 私道 幅員約4.0m(建築基準法第42条第1項5号道路) ※現在道路形状なし。未廃道のため使用しない場合は廃道申請を要する。			
法令に基づく制限	建都	都市計画区域内(市街化区域)		
	築市	用途地域	第一種住居地域	
		地域・地区	—	
	基計	建ぺい率	60%	
		容積率	200%	
	準画	高度制限	—	
		防火指定	—	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条(開発行為等の許可) ・建築基準法第22条指定区域・土砂災害警戒区域・航空法(円錐表面に指定) ・斜線制限(道路:有・隣地:有・北側:無) ・日影規制(4m/4h/2.5h) ・土砂災害防止対策推進法(土砂災害警戒区域) ・都市再生特別措置法(居住誘導区域内、都市機能誘導区域外) ・函館市建築基準条例・景観法第16条(函館市都市景観計画区域) ・函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例 ・函館市福祉のまちづくり条例 ・函館市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 ・函館市屋外広告物条例・函館市函館山麓地域における建築物の高さに係る指導要綱 		
私道の負担等に関する事項	私道負担	有	負担の内容 敷地内に未廃道の位置指定道路有。幅員4m、延長20m	
	道路後退	無	負担の内容	
供給処理	配管等の状況		施設整備状況	
	電気	接面道路配線 有	施設整備の特別負担の有無	
施設の概要	公営水道	接面道路配管 有	無	
	公共下水道	接面道路配管 有	無	
	都市ガス	接面道路配管 有	無	
交通機関	鉄道等	函館市電 宝来・谷地頭線「谷地頭」駅の南方約0.3km		
参考事項	<p>・売却の際は、現状有姿での引渡し(仮囲い、アルミゲート、看板、土留め擁壁(RC造コンクリート塀及び石垣)等残置物含む。)となります。</p> <p>・本物件は北西側道路(公道)に接道していますが、高低差があるため、接続間口については、役所と協議が必要です。</p> <p>・本物件敷地内に未廃道の位置指定道路が残っているため、道路を使用しない場合は廃道の申請が必要です。</p> <p>・本物件北西側前面道路には函館市のロードヒーティングが敷設されており、上下水道やガスの引込の際には予め函館市との協議が必要です。</p> <p>・本物件と隣接地との間で下記の越境、被越境があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本物件南西側隣接地のコンクリート擁壁の一部が被越境(覚書締結済み) ②本物件南東側隣接地の石積擁壁の一部の被越境(覚書締結済み) ③本物件コンクリート擁壁の一部が本物件南東側隣接地へ越境(覚書締結済み) ④本物件石積擁壁の一部が本物件南東側隣接地へ越境(覚書締結済み) ⑤本物件北東側隣接地のコンクリート擁壁、基礎の一部が被越境(覚書締結済み) ⑥本物件擁壁(張ブロック)の基礎の一部が本物件北東側隣接地へ越境(覚書締結済み) ⑦本物件北西側道路敷地のコンクリート擁壁の一部が被越境(覚書締結済み) ⑧本物件北西側道路上の電柱の架線の一部が空中越境 ⑨本物件北西側道路上の雨水桝の一部が越境 <p>・その他隣接地との枝葉等も、越境、被越境している可能性があります。</p> <p>・本物件内の擁壁について建築確認の取得はありません。建築基準法その他法令に抵触または不適格な場合、大規模な補修や再築造等が必要となる場合があり、その場合は費用負担が生じます。</p> <p>・本物件は函館圏都市計画高度地区に隣接する保全区域に指定されており、建築物の各部分の高さは、13m以下としなければなりません。</p> <p>・本記載事項と現況が異なる場合は、現況を優先します。</p>			

物 件 調 査 書

物件番号 06-002-3

所在地		青森県青森市花園一丁目70番2		
旧住居表示		青森県青森市花園一丁目25-5		
現況地目及び面積		宅地	843.70㎡(実測)	
登記簿 記載事項	地番	70番2		
	地目	雑種地		
	数量	843㎡		
接面道路の状況		東側 市道 幅員約24.9m(建築基準法第42条第1項第1号道路)		
法令に基づく制限	建都	都市計画区域内(市街化区域)		
		用途地域	第一種住居地域(道路端より25m内) 第二種中高層住居専用地域(道路端より25m超)	
	築市 基計 準画 法法	地域・地区	-	
		建ぺい率	第一種住居地域 60%、第二種中高層住居専用地域60%	
		容積率	第一種住居地域 200%、第二種中高層住居専用地域200%	
		高度制限	無	
		防火指定	-	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法22条指定区域 ・景観法(青森市景観計画) ・斜線制限(第一種住居地域:道路・隣地)(第二種中高層住居専用地域:道路・隣地・北側) ・日影制限(第一種住居地域:4m/5h/3h)(第二種中高層住居専用地域4m/4h/2.5h) ・青森市屋外広告物条例(許可地域) ・青森市立地適正化計画(居住誘導区域内) ・津波防災地域づくり法(津波災害警戒区域) 	
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	
供給処理 施設の概要		配管等の状況		施設整備状況
	電気	接面道路配線	有	施設整備の特別負担の有無
	公営水道	接面道路配管	有	
	公共下水道	接面道路配管	有	
	都市ガス	接面道路配管	有	
交通機関	鉄道等	JR奥羽本線「青森駅」の東方約3.7km 青い森鉄道「東青森駅」の北西約1.9km		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却の際は、現状有姿での引渡し(仮囲い・アルミゲート・看板、止水バルブ等残置物含む。)となります。 ・本物件は、西側の道路持分無し私道(建築基準法第42条1項3号道路:幅員約4.0m)に一部接していますが、売主は当該道路持分所有者からの通行・掘削使用承諾を得ておらず、使用していません。 ・本物件と隣接地との間で下記の被越境があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①本物件北側隣接地のアスファルト舗装の一部が被越境 ②本物件東側歩道の境界ブロックの一部が被越境 ③本物件西側隣接地の樹木が被越境 ・その他隣接地の枝葉等も、越境、被越境している可能性があります。 ・本物件の西方約0.3kmに堤川があります。青森市洪水ハザードマップによりますと、本物件は、堤川の氾濫による浸水想定区域(0.5~3.0m未満)に存しています。 ・本物件は、青森市津波ハザードマップによりますと、海溝型地震が発生した場合に想定される津波の浸水区域(基準水位1.0~3.0m未満)に存しています。 ・売主は、地目変更及び地積更正登記は行いません。 ・本記載事項と現況で違いがある場合は、現況を優先します。 			

物 件 調 査 書

物件番号 06-002-4			
所在地	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目1578番		
旧住居表示	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目13-6		
現況地目及び面積	宅地	1,278.22㎡	
登記簿 記載事項	地番	1578番	
	地目	宅地	
	数量	1,278.22㎡	
接面道路の状況	北西側 市道 幅員約7.2m(建築基準法第42条第1項第1号道路) 北東側 市道 幅員約9.0m(建築基準法第42条第1項第1号道路)		
法令に基づく制限	建都 築市 基計 準画 法	都市計画区域内(市街化区域)	
		用途地域	準工業地域
		地域・地区	周辺地区又は自動車ふくそう地区、鶴見駅周辺地区街づくり協議地区、重要無線通信伝搬障害防止区域
		建ぺい率	60%
		容積率	200%
		高度制限	第5種高度地区
		防火指定	準防火地域
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条(開発行為等の許可) ・斜線制限(道路・隣地) ・日影規制(4m/5h/3h) ・景観法(横浜市景観計画) ・横浜市開発事業の調整等に関する条例 ・横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例 ・横浜市駐車場条例 ・航空法(円錐表面に指定) 	
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容
	道路後退	無	負担の内容
供給処理 施設の概要	配管等の状況		施設整備状況
	電気	接面道路配線 有	施設整備の特別負担の有無
	公営水道	接面道路配管 有	
	公共下水道	接面道路配管 有	
	都市ガス	接面道路配管 有	
交通機関	鉄道等	JR京浜東北線「鶴見」駅及び京急本線「京急鶴見」駅の北東方約0.55km	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却の際は、現状有姿での引渡し(仮囲い・アルミゲート・看板等残置物含む。)となります。 ・本物件南側隣接地のフェンスの一部が被越境(覚書締結済み) ・その他隣接地との枝葉等も、越境、被越境している可能性があります。 ・鶴見区内水ハザードマップによると、本物件は内水浸水想定区域内(2cm～20cm道路冠水相当)に存します。 ・鶴見区洪水ハザードマップによると、本物件は洪水浸水想定区域内(0.5m～3.0m未満)に存します。 ・鶴見区高潮ハザードマップによると、本物件は高潮浸水想定区域内(0.5m～3.0m未満)に存します。 ・本記載事項と現況で違いがある場合は、現況を優先します。 		

物 件 調 査 書

物件番号 06-002-5			
所在地	神奈川県平塚市袖ヶ浜14番2		
旧住居表示	神奈川県平塚市袖ヶ浜17-12		
現況地目及び面積	宅地	2,700.84㎡	
登記簿	地番	14番2	
	地目	宅地	
記載事項	数量	2,700.84㎡	
接面道路の状況	東側 市道 幅員約8.8m(建築基準法第42条第1項第1号道路)		
法令に基づく制限	建都 築市 基計 準画 法	都市計画区域内(市街化区域)	
		用途地域	第1種中高層住居専用地域
		地域・地区	—
		建ぺい率	60%
		容積率	200%
		高度制限	第2種高度地区(最高限度15m)
		防火指定	準防火地域
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条(開発行為等の許可) ・斜線制限(道路・隣地) ・日影規制(4m/4h/2.5h) ・景観法(平塚市景観条例、平塚市景観計画区域) ・平塚市まちづくり条例 ・平塚市建築基準条例 ・国土利用計画法第23条(土地取引の届出) 	
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容
	道路後退	無	負担の内容
供給処理 施設の概要	配管等の状況		施設整備状況
	電気	接面道路配線 有	施設整備の特別負担の有無
	公営水道	接面道路配管 有	
	公共下水道	接面道路配管 有	
	都市ガス	接面道路配管 有	
交通機関	鉄道等	JR東海道線「平塚」駅の南方約1km	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却の際は、現状有姿での引渡し(仮囲い・アルミゲート・看板、電柱等残置物含む。)となります。 ・本物件と隣接地との間で下記の越境、被越境があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①本物件南西側隣接地の倉庫の一部が被越境(覚書締結済み) ②本物件北西側隣接地のブロック塀・花壇の一部が被越境(覚書締結済み) ③本物件北側隣接地のブロック塀・フェンス・排気ダクト・樹木の一部が被越境(覚書締結済み) ④本物件南側隣接地の土留めブロックの一部・ブロック塀の一部・フェンスの一部が被越境(覚書締結済み) ⑤本物件西側隣接地のブロック塀・貯水タンク基礎部分・倉庫の一部が被越境 ⑥本物件の階段・タタキの一部が南側隣接地へ越境 ⑦本物件と南側隣接地とに跨って設置されている所有者不明物(石積)有り ⑧本物件南側隣接地に設置されている自動販売機下に存するコンクリートのたたきの一部が被越境 ・その他隣接地との枝葉等も、越境、被越境している可能性があります。 ・平塚市津波ハザードマップによると、本物件は浸水区域内に存しませんが、バッファゾーン(浸水注意喚起区域)に存します。 ・本物件上空に東京電力及びNTTの電線が架線しています。 ・本物件既存擁壁は建築基準法に定める構造基準を満たしていない可能性があります。 ・本物件南東側敷地内最終樹の配管が本物件南側隣接地を経由して前面道路に接続されている可能性があります。売主は南側隣接地所有者から使用承諾は得ていません。 ・本記載事項と現況で違いがある場合は、現況を優先します。 		

物 件 調 査 書

物件番号 06-002-6

所在地		新潟県長岡市上の原町己57番2			
旧住居表示		新潟県長岡市上の原町7-5			
現況地目及び面積		宅地	331.81㎡		
登記簿 記載事項	地番	己57番2			
	地目	宅地			
	数量	331.81㎡			
接面道路の状況		南西側 市道 幅員約5.7m～約18.9m(建築基準法第42条第1項第1号道路)			
法令に基づく制限	建都 築市 基計 準画 法	都市計画区域内(非線引区域)			
		用途地域	第一種住居地域		
		地域・地区	-		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	-		
		防火指定	無		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法22条指定区域 ・斜線制限(道路・隣地) ・日影規制(4m/5h/3h) ・景観法(長岡市景観計画区域) ・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 ・都市再生特別措置法(長岡市立地適正化計画区域外) 			
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要			配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有		
	公営水道	接面道路配管	有		
	公共下水道	接面道路配管	有		
	都市ガス	接面道路配管	有		
交通機関	鉄道等	JR信越本線、JR上越新幹線 「長岡」駅の東方約15.2km			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・売却の際は、現状有姿での引渡し(仮囲い・アルミゲート・看板等含む。)となります。 ・本物件と隣接地との間で下記の越境、被越境があります。 ①本物件南西側道路上電柱の架線の一部が被越境 ②本物件敷地内南西側に消火栓及び排水桝が存しています。 ・その他隣接地との枝葉等も、越境、被越境している可能性があります。 ・本物件前面道路は三叉路の分岐部分となっており、道路幅員約5.7mの公道と幅員約18.9mの公道に面しています。 ・本物件北東側角地は隅切られて擁壁が設置されています。 ・本物件既存擁壁は築年不明のため建築確認申請及び完了検査未了の可能性があり、建築基準法その他法令に抵触または不適格な場合、大規模な補修や再築造等が必要となる場合があります、その場合は費用負担が生じます。 ・本記載事項と現況で違いがある場合は、現況を優先します。 				

物 件 調 査 書

物件番号 06-002-7

所在地		岐阜県瑞浪市益見町一丁目81番			
旧住居表示		住居表示未実施地区			
現況地目及び面積		宅地	1,889.20㎡		
登記簿 記載事項	地番	81番			
	地目	宅地			
	数量	1,889.20㎡			
接面道路の状況		北側 市道 幅員約4.0m(建築基準法第42条第1項第1号道路) 西側 市道 幅員約4.0m(建築基準法第42条第1項第1号道路)			
法令に基づく制限	建都 築市 基計 準画 法法	都市計画区域内(非線引区域)			
		用途地域	第1種住居地域		
		地域・地区	-		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	-		
	防火指定	-			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条(開発行為等の許可) ・建築基準法第22条指定区域 ・斜線制限(道路・隣地) ・日影規制(4m/5h/3h) ・景観法第16条(瑞浪市景観計画区域) ・都市再生特別措置法(瑞浪市立地適正化計画:居住誘導区域内) 			
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容	
		道路後退	無	負担の内容	
供給処理 施設の概要		配管等の状況		施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
		電気	接面道路配線 有		
		公営水道	接面道路配管 有		
		公共下水道	接面道路配管 有		
		都市ガス	接面道路配管 無	未定	未定
交通機関		鉄道等 JR中央本線「瑞浪」駅の南東方約1.2km			
参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・売却の際は、現状有姿での引渡し(仮囲い・アルミゲート・看板、北側入口部分土間(スロープ)、旧受水槽基礎・階段等残置物含む。)となります。 ・本物件と隣接地との間で下記の越境、被越境があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①本物件北部上空に中部電力の電線及びNTT西日本の電話線の一部が空中越境 ②本物件南東側隣接地の生垣の一部が被越境(覚書締結済み) ③本物件北東側隣接地のフェンスの一部が被越境(覚書締結済み) ・その他隣接地との枝葉等も、越境、被越境している可能性があります。 ・瑞浪市洪水ハザードマップによると、本物件は浸水想定区域(浸水想定深:3.0m～5.0m未満、5.0m～10.0m未満)及び家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に存しています。 ・本記載事項と現況で違いがある場合は、現況を優先します。 			